

「困ったなあ」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部名誉教授

に答えます

先祖代々の遺産が、
貪欲な義兄嫁に渡るのが心配です。

夫の家の財産についてのご相談です。

夫方はもともと地主でしたが、義父が事業を広げ、義母の後を追うように10年前に亡くなった時にはビルが5軒ありました。相続人は次男の夫と長男。小さめのビルは各2軒ずつの単独所有とし、一番大きなビルは、全6階を測量の上、それぞれ区分所有として各3階ずつの単独所有となりました。私たちが頼んだ弁護士によると、義兄側にはなかなか頭が切れる弁護士がついて、本来ならばそのビルについてはさらに共有物分割訴訟を起こさないと個別には分けられないところを、調停委員を説得し

て遺産分割調停で個別に分けてもらえたとのことでした。

義兄はいわゆる天然の人で、兄弟仲は普通です。ただ、義兄がほれ込んで結婚した嫁はとにかく貪欲で、実家が借地だったのを義兄に買わせたり、今住んでいる所も義兄に自分名義にしてもらったり、いいように利用されていると、はたで見ていると思います。その弁護士も義兄嫁が懸命に探してきたとか。私たち夫婦には息子が二人いて相続

させられますが、義兄の所は子供がいらないのです。義兄嫁は一人っ子で親も亡く、義兄の遺産はどうなるのかと思います。

実は夫の体調も悪いところに、義兄もがんで入院して先が長くないように漏れ聞きました。先祖代々の家の財産が、義兄亡き後他人に勝手に処分されるのはなんだかなあと感じています。夫も息子も同じ気持ちです。

直系に渡る形が良いと思いますが、
強制はできません。

お気持ちはよく分かります。家の財産を戸主が相続した家制度の時代と違い、戦後は個人の相続となりました。配偶者と子供の場合は半分ずつ。子供がおらず親がいれば、配偶者3分の2・親3分の1。親がいらない場合は配偶者4分の3・兄弟姉妹4分の1（民法900条）。つまり少ないながらもその分は家のものになるのですね。

以前調停委員をしていた時、夫の弟たちがそろって「亡兄は妻と仲が悪く、見舞いに行った時もあいつには一銭もやらないと言っていた」と激しく争い、でも結局妻は4分の3を取りました。「夫の財産は（地方の）先祖代々のものではなく、夫が独自に築き上げたものなのに」とその妻はばやいていました。でもご相談者の場合はまさに先祖代々の財産ですものね。直系に承継されるのは良いけれど、他人が取ってしまうのと思われものもよく分かります。

ただ、相手方には切れる弁護士がついていたのですよね。であれば思うに、お義兄さまには

すでに「自分の遺産は全て妻に相続させる」旨の自筆証書遺言を書かせているのではないかと申すのですよ。兄弟姉妹には遺留分がありませんので（同1042条）。数年前からは自筆証書遺言を法務局で保管する制度もできて、余計簡単になりました。遺言の有無はお義兄さまが亡くならないと分かりませんが、遺言があれば法律通り、4分の1は旦那さま（亡くなっている）の息子二人の取り分です。

お義兄さまには兄弟もおらず甥姪もない。夫が亡くなればまさに天涯孤獨です。すでに住む所もある上に不動産をもらっ

